

特集 2

韓国における
最低賃金の現状と今後の課題きむ みよんじゆん
金 明中

●ニッセイ基礎研究所 上席研究員／亜細亜大学 特任准教授

1. はじめに¹

1997年のアジア経済危機以降、韓国社会では貧困と所得格差が社会的問題として浮上した。2018年における韓国の相対的貧困率（所得が中央値の半分を下回っている人の割合、以下、貧困率）は16.7%で2018年のデータが利用できるOECD平均の11.7%を大きく上回り、加盟国の中で5番目に高い数値を記録した。一方、統計庁の「家計金融福祉調査」による再分配所得ジニ係数²は、2016年の0.355から2020年には0.331まで改善された。しかし、同期間における市場所得基準ジニ係数³は0.402から0.405に上昇している。また、再分配所得ジニ係数も2021年には再び0.333まで上昇した。

韓国の貧困率がOECD加盟国の中でも相対的に高い理由は、高齢者貧困率が高いことと、労働市場の「二重構造」(labor market dualization)

が強まり、大企業で働く労働者、正規労働者、労働組合のある企業の労働者などの1次労働市場と、中小企業で働く労働者、非正規労働者、労働組合のない企業の労働者などの2次労働市場の格差が拡大していることなどが挙げられる⁴。貧困や格差の問題を解決するためには、一時的に働く貧困層の発生を抑制することが非常に重要であり、最低賃金はこの機能を果たす最も強力な政策手段である⁵。

国際労働機関（ILO）は最低賃金を「賃金分布の底辺にある労働者を保護する目的で賃金構造に下限を提供するものである」と定義しており、2015年現在、加盟国186カ国のうち、92%の国が最低賃金を導入していると知られている。韓国政府も、労働者に対して賃金の最低水準を保障し、労働者の生活安定と労働力の質的向上を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的（最低賃金法第1条）に、1986年12月21日に最低賃金法を制定し、1988年から最低賃金制度を施行している。

1. 本稿は、金明中（2024）「韓国における最低賃金の引き上げをめぐる議論と課題」『日本労働研究雑誌』2024年10月号（No. 771）を加筆修正したものである。
2. 再分配所得ジニ係数＝市場所得＋公的移転所得－公的移転支出。韓国語では「可処分所得ジニ係数」。
3. 当初所得ジニ係数＝稼働所得＋財産所得＋私的移転所得－私的移転支出。韓国語では「市場所得ジニ係数」。
4. 金明中（2024）pp. 2より引用。
5. チョン・ビョンユ（2013）p. 141より引用。

韓国における最低賃金制度を含む社会政策の主な特徴は、政権により制度の優先順位が大きく変わることである。つまり、韓国では1987年に現在の憲法になってから国民の直接選挙によって大統領を選ぶ大統領制を実施しており、1988年に盧泰愚氏が大統領に選ばれてから約10年毎に保守政権と進歩政権の間で政権交代が行われ（大統領の任期は5年で再任は不可）、その度に政策の優先度が大きく変わった。軍事政権や保守政権はビジネスフレンドリー等の企業や経済重点の政策を、進歩政権は最低賃金の大幅引き上げ等の労働者や社会保障を強化する政策を優先的に実施した。

しかしながら、最近ではビジネスフレンドリー政策を実施しても経済成長率が期待したほど上がらず、社会保障政策を強化しても格差問題が大きく改善されない現象が起きている。その理由としては、韓国経済が内需よりも輸出に強く依存しており、外部要因の影響を受けやすいこと、ギグワーカーなど新しい働き方が登場し、社会保障制度の保護から外れていること、政治的理念が異なる政権が政権交代をすることにより、制度の継続性が乏しくなったことなどが考えられる。

本稿では、韓国における最低賃金の現状、最低賃金の引き上げをめぐる議論、そして今後の課題について考察した。

2. 韓国における最低賃金の現状

（1）最低賃金の歴史

韓国では、1953年に勤労基準法が制定され、第34条と第35条に最低賃金制度を実施するための根

拠が設けられたが、当時の韓国経済が最低賃金を導入するには時期尚早と判断され実施までは至らなかった。1970年代半ばから過度な低賃金を解消するために政府が行政指導を行ってきたが、低賃金は解消されなかった。そのため、低賃金の制度的な解消と労働者に対して一定水準以上の安定した生活を保障するために最低賃金制度の導入が議論された。また、韓国経済も最低賃金制度を十分に許容できるレベルに達したと判断されたので韓国政府は1986年12月31日に「最低賃金法」を制定・公布し、1988年1月1日から最低賃金制度を実施することになった。

一方、1987年の「6月民主抗争⁶」により改正（第9次）された「憲法」では、第32条第1項に「国家は、法律が定めるところにより、最低賃金制を施行しなければならない」と規定し、最低賃金制の憲法的根拠が明示された。初年度は10人以上の製造業を適用対象としたが、徐々に適用対象産業と事業場の規模を拡大し、2000年11月24日以降は1人以上の労働者を雇用するすべての事業または事業場を適用対象としている。韓国における最低賃金法は1986年に制定されてから2020年5月まで合計14回にわたる改正が行われた。

（2）韓国における最低賃金の決定過程

韓国の最低賃金が日本と異なる大きな特徴は、産業や地域を問わず全国一律の最低賃金が適用されていることだ。韓国は最低賃金の決定方式として「賃金審議会方式」を採用している。韓国における最低賃金は雇用労働部傘下の「最低賃金委員会」（労働者委員、使用者委員、公益委員それぞれ9人で構成される。委員の任期は3年で再任可

6. 6月民主抗争は、大統領の直接選挙制改憲を中心とした民主化を要求するデモを中心とした韓国における民主化運動の名称で、1987年6月10日から「民主化宣言（6・29宣言）」が発表されるまでの約20日間にわたって繰り広げられた。

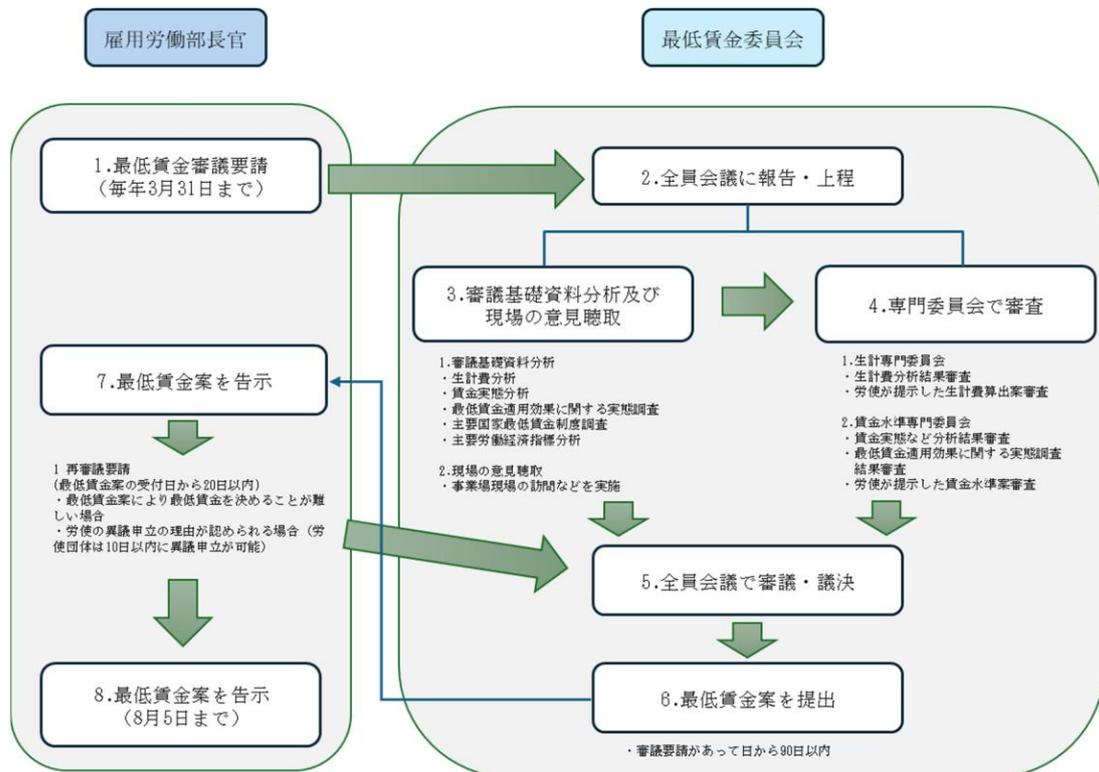
能、以下、委員会）という審議機関で毎年決定され（最低賃金法第12条）、雇用労働部長官が告示をすることにより効力が発生する。しかし、1988年から行われた最低賃金委員会で政労使の合意（労使合意案に公益委員側が賛成したケース2回と公益委員側提示案に労使側が賛成したケース2回を含めて）により最低賃金が決定されたのは過去7回に過ぎない。

委員会の労働者側委員と使用者側委員は、雇用労働部長官の推薦により大統領が委嘱するが、労働者側委員と使用者側委員はそれぞれ全国規模の労働者団体（ナショナルセンター）と使用者団体

より推薦された人の中から選ばれる。過去にナショナルセンターが一つしかなかった時代には、「韓国労総⁷」が労働者側委員を独占し、使用者側委員は経済5団体⁸で選ばれたため、代表性に問題があるという指摘があった。そこで、使用者側は代表性を強化するため、2015年からは中小企業代表を使用者側委員として参加させている。労働者側委員は2000年から「民主労総⁹」が参加し、現在は最低賃金と関連性の高い他の団体も参加している¹⁰。

韓国の最低賃金委員会が公表している最低賃金の決定過程は次の通りである（図表1）。

図表1 韓国における最低賃金の決定過程



出所：韓国最低賃金委員会のホームページより筆者作成

7. 韓国労働組合総連盟の略称で1960年に設立したナショナルセンターである。保守政党を主に支持してきたが、民主化以降は民主党を支持することが多くなった。
 8. 韓国経済人協会・韓国貿易協会・韓国経営者総協会・大韓商工会議所・中小企業中央会
 9. 全国民主労働組合総連盟の略称で1995年に設立したナショナルセンターである。戦闘的労働組合として知られている。
 10. イム・ムソン（2021）pp. 152～153を参照。

- ① 雇用労働部長官は毎年3月31日までに委員会に次の年の最低賃金について審議を要請する。
- ② 最低賃金委員会の委員長は審議要請について全員会議で報告・上程する。
- ③ 委員会では審議基礎資料について分析を行い、現場の意見を聴取する。
- ④ 最低賃金委員会に設けられている専門委員会では労使が提示した生計費算出案と賃金水準案について審査を行う。
- ⑤ 全員会議で最低賃金案を審議・議決を行う。
- ⑥ 審議要請を受けた日から90日以内に雇用労働部長官に最低賃金案を提出する。
- ⑦ 雇用労働部長官は提出された最低賃金案を遅滞なく告示する。但し、委員会が提出した最低賃金案に基づいて最低賃金を決定することが困難であると認められた場合、または最低賃金法の第9条により労働者を代表する者又は使用者を代表する者が最低賃金案が告示された日から10日以内に長官に異議を申し立て、その理由が認められる場合、雇用労働部長官は20日以内にその理由を明らかにし、委員会に10日以上期間を定めて再審議を要請することができる。再審議の要請を受けた委員会は、期間内に再審議を行い、その結果を雇用労働部長官に提出する必要がある。
- ⑧ 雇用労働部長官は、委員会が在籍委員の過半数の出席及び出席委員の3分の2以上の賛成によって最低賃金案を採択した場合は、最低賃金を決めて8月5日までに告示をしなければならない。告示した賃金は次の年の1月1日から効力が発生する。使用者は、告示された当該年度に適用する最低

賃金に関する事項を所属労働者に周知する義務があり、これに違反した場合には100万ウォン以下の過料が課せられる。また、使用者が最低賃金を違反した場合には、3年以下の懲役または2,000万ウォン以下の罰金に処せられるか、この二つを併科することができる。

3. 韓国の最低賃金の水準

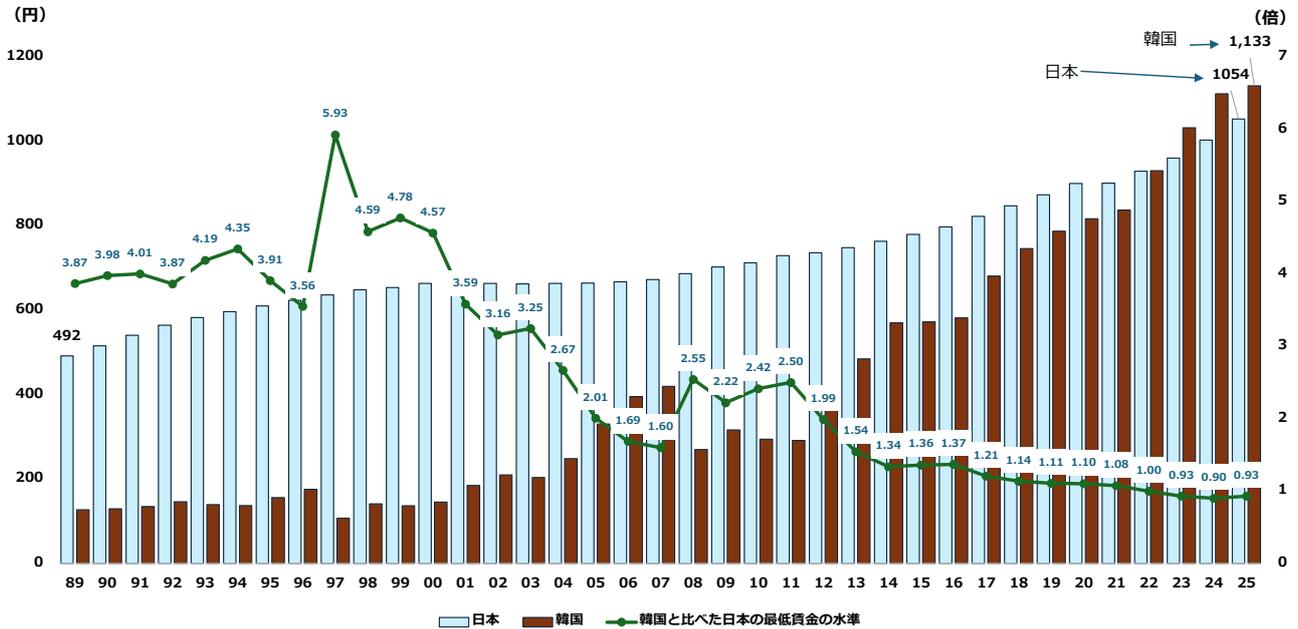
韓国の雇用労働部は2024年8月5日、2025年度（1～12月）の最低賃金（時給）を2024年度の9,860ウォンから1.7%増えた1万30ウォン（約1,113円、1ウォン＝約0.11円）にすると正式に決定した。韓国の最低賃金が1万ウォンを超えたのは1988年の最低賃金制度の導入以来初めてだ。

では、韓国の最低賃金は、日本と比べてどの程度の水準にあるのだろうか¹¹。日本と比べた韓国の最低賃金の水準はアジア通貨危機の問題がある程度收拾された1999年以降縮小傾向に転じ、1999年の4.78倍から2025年には0.93倍まで縮まった（1997年はアジア経済危機によるウォン安の影響で日韓の最低賃金の差が拡大）。為替の影響もあり単純比較することは難しいが2022年以降は韓国が日本の最低賃金を上回っている（**図表2**、2025年の最低賃金は韓国が約1,133円、日本が1,054円）。韓国の2025年の最低賃金を月単位（週40時間基準、月間209時間¹²）に換算すると、前年比3万5,530ウォン増の209万6,270ウォンとなる。前年比引き上げ率は1.7%で、新型コロナウイルス感染症が流行していた2021年（1.5%）に続き、史上2番目に低い水準となった。

11. ここでは日韓の為替レートをを用いて韓国の最低賃金を円に直すことにより、日韓の最低賃金の水準を比較した。為替レートは1989年から2021年までは年平均を、そして2024年と2025年は厚生労働省の中央最低賃金審議会が2024年の最低賃金を決めた7月24日までの年平均（1ウォン＝約0.11円、以下この為替レートを適用）を適用した。

12. 月間209時間の算出根拠 → (365日÷12カ月÷7日) × (40時間(法定労働時間) + 8時間(週休手当)) = 208.5714時間

図表2 日本円に換算した日韓における最低賃金



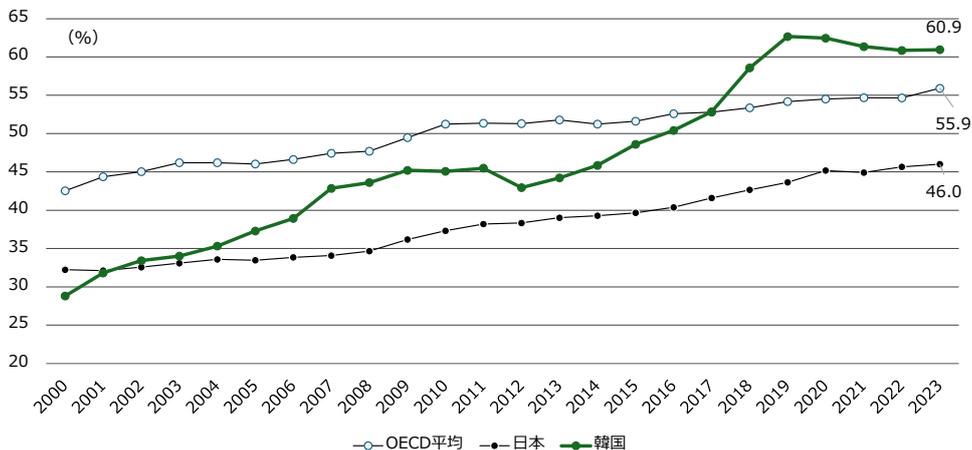
出所：韓国最低賃金委員会のホームページを参照に筆者作成

さらに、韓国では日本とは異なり最低賃金に加えて週休手当が支給されており、週休手当を含めると日本と韓国の最低賃金の格差はさらに広がる。週休手当とは、1週間の規定された勤務日数をすべて満たした労働者に支給される有給休暇手当のことである。韓国では一日3時間、週15時間以上働いた労働者には週休日に働かなくても、一日分の日当を支給することになっている。例えば、一日8時間、週5日勤務すると、計40時間分の賃金

に週休手当8時間分が加わり、計48時間の賃金が支給される。

韓国政府が最低賃金を導入してから継続して最低賃金を引き上げた結果、フルタイム労働者の中央値を100とした場合の最低賃金額の割合は2000年の28.8から2023年には60.9に上昇した。これは同時点の日本の46.0とOECD平均55.9を上回る数値である（図表3）。

図表3 フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金額の割合



出所：OECD, Minimum relative to average wages of full-time workers : medianより筆者作成

一方、対前年比最低賃金の引き上げ率は2023年までは韓国が日本より高かったが、2024年と2025年は日本がそれぞれ4.5%と5.0%で、韓国の

2.5%と1.7%を上回っている。図表4は、日本と韓国の最低賃金制度を比較したものである。

図表4 日本と韓国の最低賃金制度

	韓国	日本
種類	全国一律	地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金（2024年3月現在全国で224件）を適用
施行年	1988年	1959年
関連法律	最低賃金法、憲法32条1項	最低賃金法、憲法25条
決定機構	最低賃金委員会で審議（政労使委員各9名） → 最終的には政府が決定	最低賃金委員会で審議（中央は政労使委員各6名、都道府県は労使委員各5名） → 最終的には政府が決定
適用対象	労働者1人以上の事業場で働くすべての労働者	労働者1人以上の事業場で働くすべての労働者
適用対象外	同居する親族のみを使用する事業場と家事使用人、船員法の適用を受ける船員及び船員を使用する船舶所有者	特定（産業別）最低賃金は①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中の者、③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
決定基準	労働者の生計費、類似の労働者の賃金、労働生産性、所得分配率	労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力
週休手当	あり	なし
罰則	3年以下の懲役あるいは2千万ウォン以下の罰金	地域別最低賃金：50万円以下の罰金 特定（産業別）最低賃金：30万円以下の罰金

出所：韓国最低賃金委員会のホームページ等を参照に筆者作成

4. 最低賃金と関連した議論

最低賃金引き上げをめぐる賛否両論は常に存在していた。反対論者たちは、最低賃金の引き上げは失業を増やし、物価を引上げて経済成長の足かせになると主張する。一方、賛成論者たちは、現在の最低賃金はあまりにも低すぎて、まともな生活ができない賃金水準となっているので、最低賃金を引き上げると消費支出が増え、経済成長に役立つと主張する。1988年に最低賃金が制定されて以降、最低賃金に関する最も活発な議論が行わ

れたのは文在寅政権（大統領在任期間：2017年5月10日～2022年5月9日）の時代であるだろう。

文前大統領は、2017年の大統領選挙時に「3年（2017～2020年）以内に最低賃金を1万ウォンとする」という公約を掲げた。公約を実現するためには、2018年から毎年16%以上最低賃金を引き上げる必要があったものの、2019年の引上げ率は10.9%、さらに2020年には2.87%と当初の計画を大きく下回ることになった。さらに、2020年7月に決まった2021年の最低賃金の引き上げ率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、1.5%と韓国で最低賃金制度が施行された1988年以降、最低を記録した。2018年は文前大統領の影響もあ

り（大統領には最低賃金を決定する権限は与えられていない）、労働者側の提示案が最低賃金の決定に反映されたものの、その後は使用者側と公益委員側の提示額が主に最低賃金に反映されている。

最低賃金の引き上げにブレーキがかかった理由は文政権が実施してきた「所得主導成長」政策の成果が見えない点が大きいです。所得主導成長論は、家計の賃金と所得を増やし消費増加をもたらす、経済成長につなげるという理論で、ポスト・カンズ学派のマル・ラヴォア教授（カナダ・オタワ大）とエンゲルベルト・シュトックハマー教授（英キングストン大）の「賃金主導型成長」に基づいている。文政権は韓国に零細自営業者が多い点を考慮し、賃金の代わりに所得という言葉を使い、最低賃金の引き上げや社会保障政策の強化による所得増加と格差解消を推進してきたものの、なかなか期待ほどの結果は出なかった。

むしろ、最低賃金が2年間で29%も引き上げられたことにより、経営体力の弱い自営業者は、人件費負担増に耐えかねて雇用者を減らした。一部の食堂では週休手当が発生しないようにアルバイトの時間を週15時間未満に制限した。韓国の大型ディスカウント店「イーマート」が運営するコンビニエンスストア「eマート24」は無人店舗数を次々と増やした。

「eマート24」のような大手コンビニが無人店舗拡大に走ったのは、スマートフォンを使った決済や人工知能（AI）による顔認証技術の発達など、技術の進歩を反映した面もあるが、最低賃金の大幅な引き上げによる人件費負担も要因になっていたであろう。

文前大統領が最低賃金の大幅引き上げを推進した頃、最低賃金については相反する推計結果や主張が発表された。国会予算決算特別委員会（2019）は、「最低賃金の引き上げで賃金水準が高くなり、競争国に対する賃金競争力が弱まり、労働者数の

減少が累積で2018年に9万2,000人、2019年に23万5,000人、2020年に42万7,000人、2021年に62万9,000人に達すると推定した。

一方、韓国開発研究院（2018）は、「最低賃金引き上げが雇用に及ぼす影響」という報告書で「経済学における雇用の賃金弾力性は-0.3（個別企業の賃金が10%上昇すると、雇用は約3%減少する）と言われているが、これは他の企業と競争関係にある個別企業が賃金は上がるのに、価格の引き上げは難しいので、生産コストを下げるために雇用を減らすことであり、最低賃金はすべての賃金が同時に均等に上昇するため、競争を心配することなく価格を引き上げることができ、雇用減少の規模は小さい」と主張した。また、「最低賃金をめぐる誤解は、経済全体にわたる賃金引き上げと個別企業の賃金引き上げの効果を混同することから始まった」と説明した。

最低賃金が雇用に与える影響についても専門家の意見が分かれた。ホン・ミンギ（2018）は、最低賃金の引き上げが2018年1月から3月までの雇用量と労働時間に与えた影響を推計し、雇用量に与える効果は統計的に有意ではないと発表した。また、韓国労働研究院（2018）は、「最低賃金は限界に直面した一部の部門で部分的に雇用に否定的な効果をもたらした可能性はあるものの、上半期の雇用鈍化の主な要因ではないと判断される」と主張した。

一方、チェ（2018）は2018年6月4日に最低賃金と関連した報告書を発表し、「最低賃金引き上げの速度調節論」を提起した。この報告書では、最低賃金を毎年15%ずつ引き上げると、最悪の場合、2019年には9.6万人、2020年には14.4万人まで雇用が減少する恐れがあるという推計結果を出した。

では、尹政権になってからはどうなっただろうか？尹政権は文政権とは異なり基本的に小さな政

府とビジネスフレンドリー政策を重視している。韓国政府の「2024年度租税支出予算書」によると、尹政権が発足した2022年における企業に対する国税減免額のうち、大企業が占める割合は16.5%で、2021年の10.9%より5.6ポイントも増加した。さらに、大企業が占める割合は2024年には21.6%まで増加すると予想されている。一方、個人に対する国税減免額のうち、高所得者に占める割合は2021年の28.9%から2022年には31.7%に増加し、2024年には33.4%まで増加すると推計された。

尹錫悦大統領は「大企業の貪欲な労働組合が高収入を得ることで労働市場の二極化が発生しているので、組合の腐敗を撲滅しなければならない」と労働組合について否定的な意識を持っている。また、2022年12月に開かれた非常経済民生会議では「労働改革を進める上で、労働組合の腐敗も公職の腐敗、企業の腐敗と共に韓国社会で撲滅すべき3大腐敗の一つである」と述べる等労働組合に対しては批判的な立場を維持しており、最低賃金に対しても労働者側の意見より使用者側の意見を重視している。このような考えは最低賃金の引き上げ率にも影響を与えた。つまり、2025年の最低賃金の対前年比引き上げ率1.7%は、新型コロナウイルスの感染拡大により史上最低の引き上げ率を記録した2021年(1.5%)の引き上げ率に続き2番目に低い引き上げ率である。物価上昇率にも及ばない引き上げ率だと批判された2024年の引き上げ率2.5%よりも低く、経済成長率がマイナス5.5%まで低下した1998年のアジア金融危機直後の2.75%よりも低い。さらに、2024年と2025年の物価上昇率の予想値2.6%と2.1%より低く、このままでは最低賃金の影響を受ける労働者の実質賃

金の減少につながり、格差が拡大する可能性が高い¹³。

2025年の最低賃金の引き上げに対しては、使用者側と労働者側共に不満な様子を表している。韓国経済人協会は7月12日に発表した「2025年度最低賃金決定に対する立場」で、「多くの自営業者が経営難で来年の最低賃金の凍結または引き下げを望んでいるにもかかわらず、2025年の最低賃金が1.7%引き上げられた1万30ウォンに決定されたことについて残念に思う。(中略)今後、最低賃金の合理的な決定のためにも、使用者の支払能力、生産性などを優先的に考慮し、業種別の最低賃金適用など、現実を反映した制度改善案が早急に実現されることを期待する。」と言及した¹⁴。

一方、韓国労総は、2025年度の最低賃金が決定された直後に、「限られた条件の中で決定された時給で、残念な結果である。(中略)公益委員は、労働界が最低賃金決定基準に基づき提案した労働者の生計費などは無視し、労使間の意見の隔たりが縮小している状況だったにもかかわらず、無理矢理結論を出そうとした。韓国労働組合総連合会は、低賃金労働者の賃金引き上げのための苦肉の策として投票に参加した。」と述べた¹⁵。

そして、民主労総はホームページに公開した声明で「最低賃金制度が形骸化するしかない現在の決定構造が最も大きな問題である。労使が攻防を繰り返して、最終的に公益委員が「政府の意志」を実現する現在の最低賃金委員会の議論構造では、現実的に意味のある最低賃金を決定することは不可能である。(中略)民主労総は、現行の最低賃金委員会の決定構造では、低賃金労働者の生活安定という最低賃金制度の本来の趣旨を達成できな

13. 消費者物価は2022年と2023年にはそれぞれ5.1%と3.6%が上昇した。また、2024年1月から7月までの消費者物価は対前年同月より平均2.8%上昇した。

14. Business Post (2024) から引用。

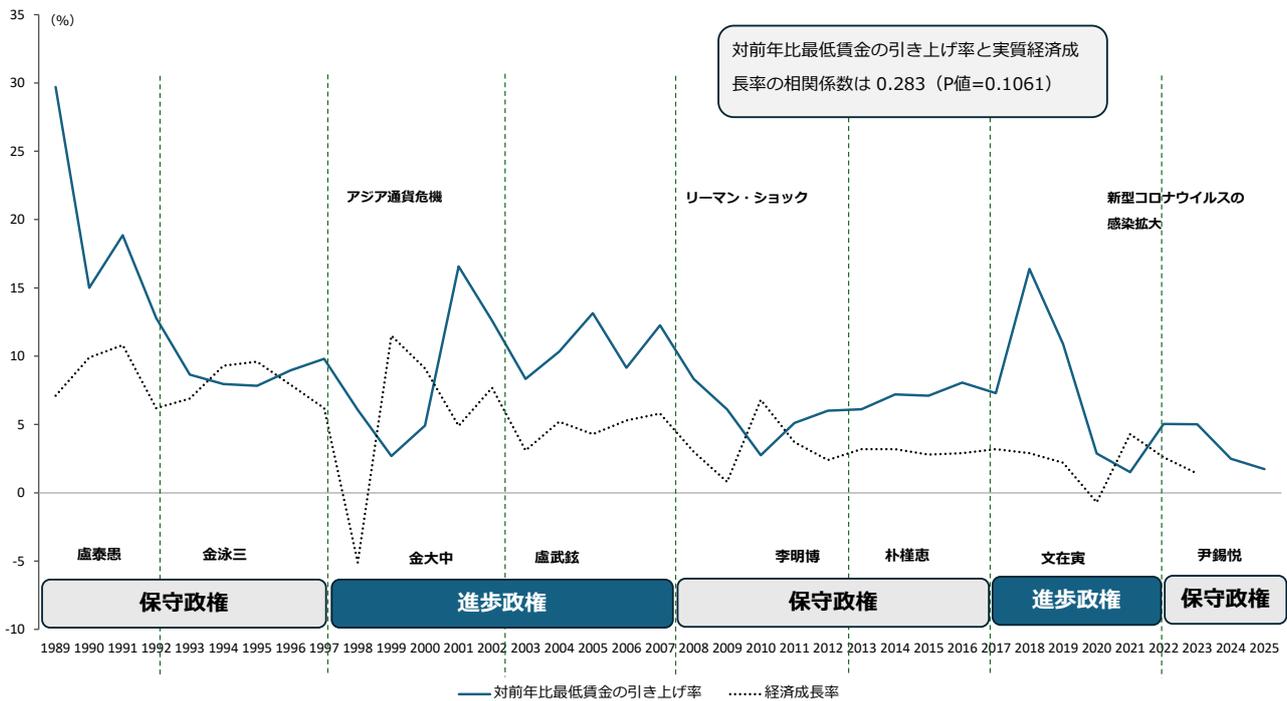
15. 聯合ニュース (2024) から引用。

いことを、今回の最低賃金委員会会議の過程で切実に確認した。民主労総は、最低賃金決定構造をより現実的かつ合理的に変える制度改善闘争に直ちに突入する。これ以上、低賃金労働者の生活を政府の意向に合わせることに急いでいる公益委員たちに任せることはできない。」と現行の最低賃金委員会の決定構造を強く批判した¹⁶。

最低賃金に関する意見の違いは歴代政権からも確認できる。実際、1988年に最低賃金が施行されてからの政権別対前年比最低賃金の引き上げ率を見ると、保守政権時代よりは進歩政権時代の引き上げ率が相対的に高いという結果が出た（図表5）。

しかし、保守政権である盧泰愚政権時代の1989年の対前年比引き上げ率は29.7%（1グループ）で最も高い数値を記録した。この時に最低賃金の対前年比引き上げ率が高かった理由としては、最低賃金を導入した1988年の最低賃金の水準がかなり低く設定されていたので引き上げ率を高く設定したこと¹⁷と、二つのグループ（1グループである繊維・食料品など12業種の最低賃金は462.5ウォン、2グループであるタバコ・化学など16業種の最低賃金は487.5ウォン）に分かれていた最低賃金を一つに統一するために最低賃金が低かった1グループの引き上げ率を高く設定せざるを得なかったという時代的な背景がある。

図表5 対前年比最低賃金の引き上げ率と実質経済成長率と相関係数



16. 全国民主労働組合総連盟（2024）から引用。

17. 1988年当時のタバコ1箱が約600ウォン、地下鉄料金が200ウォン程度だったことを考慮すると、当時の最低賃金は非常に低かったことが分かる。

5. 今後の課題

1988年に導入された最低賃金は2025年には1万ウォンを超えるなど、韓国の労働者の生活を安定させる役割をしてきたが、まだ解決すべき課題が多く、その一つが高い未満率である。未満率は、最低賃金未満の時給で働いている労働者の割合を意味し、韓国では「経済活動人口付加調査」と「雇用形態別勤労実態調査」で未満率を推計している。「経済活動人口付加調査」の調査対象は、全国33,000余世帯の15歳以上の世帯員で、現役軍人、社会服務¹⁸要員、刑が確定した刑務所受刑者、戦闘警察、外国人は除外される。調査期間は毎月15日を含む1週間で、地方事務所担当職員がPDAを携帯して調査対象世帯を訪問し、面接調査しながら直接入力する方式だ。具体的な調査項目は、性別、生年月日、経済活動状況、就業時間、産業、職業、従事上の地位、求職方法、求職期間など35項目である。一方、「雇用形態別勤労実態調査」は、賃金労働者1人以上を雇用している事業場を対象に、雇用形態別、産業及び職種別、性別、年齢層別、学歴別など労働者の属性別労働者数、月給額、年間特別給与額、労働日数及び労働時間、社会保険加入の有無、付加給付の適用有無などの労働実態を調査することを目的とする。特に、様々なタイプの非正規労働者の賃金、労働時間、雇用形態など労働条件に関する実態を把握し、労働政策立案に必要な基礎資料を提供している。

以上のように「経済活動人口付加調査」と「雇用形態別勤労実態調査」は調査対象と調査時期などが異なっており、最低賃金の未満率も差が発生

している。2023年における最低賃金の未満率は、「経済活動人口付加調査」が13.7%、「雇用形態別勤労実態調査」が4.2%で、両調査において大きな差はあった。しかし、両調査ともに日本の1.8%（2022年度）を大きく上回っていることが分かる（図表6）。

「経済活動人口付加調査」に基づいた業種別未満率は、農林漁業が43.1%で最も高く、次は宿泊・飲食業（37.3%）、協会及びその他のサービス業（25.3%）、卸・小売業（16.4%）等の順であった。企業規模別では、相対的に零細企業の割合が多い従業員数1～4人企業の未満率が32.7%で最も高く、次は5～9人（18.7%）、10～29人（11.6%）、30～99人（7.7%）、100～299人（4.0%）、300人以上（2.2%）の順であることが確認された。

最低賃金の適用を受ける使用者は、国が定めた最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないが、それに違反した場合は罰金等のペナルティを課せられるものの、韓国ではまだ最低賃金を守らない企業が多いことがうかがえる。なぜこのような現象が起きているのだろうか？

韓国における未満率が高い理由としては、①最近の景気低迷により大幅な最低賃金の引き上げに対応できない中小・零細企業が増えていることと、②最低賃金を支給していない企業に対する摘発・監督や処罰が適正に行われていないことなどが考えられる。

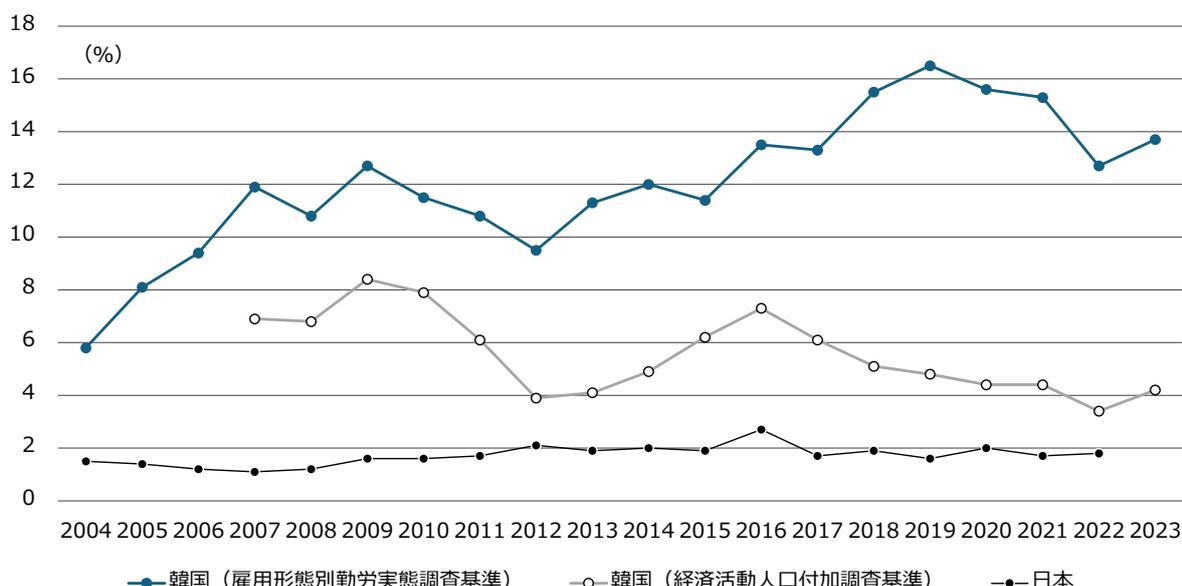
2021年から2023年までの3年間、6万6,491社を監督した結果、最低賃金法違反で摘発された企業は1万3,274社（19.96%）に達した。このうち、最低賃金の未払い件数は1,325件で、司法処分された件数は15件（違反件数の1.13%）に過ぎなかった。司法処分された件数が少ない理由は、最低

18. 徴兵制国家である韓国の兵役判定検査で補充役処分を受けた人々が公益目的遂行に必要な分野で代替サービスを行う制度。

賃金に違反した企業に「是正命令」が優先的に出されるからである。最低賃金制度に違反した企業は3年以下の懲役や2,000万ウォン以下の罰金刑に処されることになっているものの、企業が「是正命令」を遵守し、不払いとなっていた賃金を労働者に支払えば、それまで最低賃金制度に違反した

ことに対する何の処罰も受けずに継続的に企業活動を行うことができる。このような軽い処罰基準は、「運悪く摘発されたら、その際に対応すればいい」という意識を企業に広げた可能性が高い。最低賃金の未満率を下げるためには、より企業への勤労監督や処罰基準を強化する必要がある。

図表6 最低賃金の未満率



出所：韓国経営者総協会（2024）「2023年最低賃金未満率分析」、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」各年より筆者作成

また、労働者の生活の質を向上させるために最低賃金を引き上げることも大事であるが、法律で決まっている最低賃金を守るようにすることが何より重要である。そこで、最低賃金制度の実効性を高めるために、日本が実施している地域別最低賃金や特定（産業別）最低賃金の導入が必要だという主張もある。

2024年7月2日に開かれた最低賃金委員会で使用者側のリュ・ギジョン委員（韓国経営者総協会専務理事）は「宿泊・飲食業の未満率は37.3%に達するとともに、フルタイム労働者の賃金中央値

に占める最低賃金額の割合は87.8%で高い。製造業に比べて21%に過ぎない1人当たりの付加価値水準などを考慮すると、最低賃金受容能力が最も劣悪な業種である。（中略）現実的な可能性を考慮し、宿泊・飲食業全体ではなく、零細自営業者が多い飲食店（韓国食堂、分食レストラン¹⁹など）、チェーン化されたコンビニエンスストア、タクシー運送業のみ最低賃金を差別適用しよう」と提案した。

また、小商工人連合会は、同日開かれた記者会見で、最低賃金水準が小商工人の支払能力を越え

19. 本格的な食事を提供するレストランというよりは、軽食を提供しているレストラン。

たと主張しながら、「労働強度や労働生産性、使用者の支払い能力などを考慮し、経営状況が劣悪な業種に対しては試験的にでも最低賃金の差別適用を実施しよう」と要求した。一方、労働者側は低賃金業種というスティグマ効果の発生、統計データ不足などを理由に業種別差別に反対した。投票の結果、賛成11票、反対15票、無効1票で使用者側が提案した議案は否決された。

一方、与党国民の力のナ・ギョンウォン議員は2024年8月21日に国会議員会館で行われた「外国人労働者の最低賃金区分適用セミナー」で「少子高齢化、労働力不足の深刻化により、外国人労働者の拡大はもはや選択ではなく、必須の時代になった。しかし、現場では高い最低賃金で零細自営業者・小商工人、中小企業、農民の苦勞が大きくなっている。(中略)外国人労働者は収益の80%は本国に送金している。労働者1人の生計費は国内生計費を基準にしなければならないが、彼らが送金して使われる家族の生計費は韓国の生計費基準と同じと見ることはできない」と指摘した。ナ・ギョンウォン議員の発言に対して、チョン・ホイル民主労総代表は「最低賃金は、労働者の基本的な生存権を保障するために法的に強制した制度で、最低賃金に対する差別は人間に対する差別である。最低賃金を差別適用することは低賃金労働者の賃金を引き下げ、労働者全体の賃金が下落する結果を招く」と批判した²⁰。

韓国における最低賃金の差別化に関する議論は、最近、最低賃金を一元化しようとする日本とは反対の動きである。最低賃金の差別適用については最低賃金を差別適用している日本、ドイツ、オーストラリアなどの事例を参考により慎重に検討すべきである。ドイツとオーストラリアは、業種別の最低賃金が法定または国の最低賃金より高く設

定されており、日本は各都道府県内の特定の産業の労働者に地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金以上の賃金を払うことになっている。

また、労働者側と経営者側が争って最終的には公益委員の提示案を反映して最低賃金を決定する仕組みの見直しも検討すべきではないかと考えられる。本文でも述べたように1988年から行われた最低賃金委員会で政労使の合意により最低賃金が決定されたのは38回のうち7回に過ぎず、最低賃金の決定は労使の合意で行われた事例が少ない。労使が引き上げ率を巡って接点を見つけれない間、最終的には公益委員の仲裁案で最低賃金が決まるが、公益委員が提示する仲裁案の根拠が一貫していないという意見が多い。つまり、公益委員は雇用労働部長官が推薦し、大統領が任命するので、政府の立場が反映されやすくなっている。最低賃金の引き上げ率が進歩政権で高く、保守政権で低かったのも公益委員を政府が任命する仕組みになっているからだ。

さらに、相対的に最低賃金引き上げに多く影響される若者や非正規雇用者など不安定労働者の声により反映される仕組みに改善する必要がある。また、産業構造の変化により急増したギグワーカーに対する対策も考えるべきだ。最低賃金法など労働関係法が提供されない、雇用によらない労働者をそのまま放置しておく、新しいワーキングプアが生まれ、貧困や格差がより拡大する恐れがある。これを防ぐためにはまず、ギグワーカーの実態を正確に把握する必要があり、それは政府の主導の下で行われるのが望ましい。

政権により政策の優先度が大きく変わる韓国において最低賃金がどのように変わっていくのか今後の動きに注目したいところだ。

20. naeil新聞 (2024) から引用。

参考文献

日本語

- 金明中 (2024) 「韓国における最低賃金の引き上げをめぐる議論と課題」『日本労働研究雑誌』2024年10月号 (No. 771)
- 金明中 (2024) 『韓国における社会政策のあり方Ⅱ——韓国における少子化、格差、葛藤の現状』社会評論社
- 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」各年
- 厚生労働省「諸外国の最低賃金の状況・報告書について (案)」資料No. 3

韓国語

- 韓国開発研究院 (2018) 「最低賃金引き上げが雇用に及ぼす影響」【한국개발연구원 (2018) 「최저임금 인상이 고용에 미치는 영향」】
- 韓国経営者総協会 (2024) 「2023年最低賃金未満率分析」【한국경영자총협회 (2024) 「2023년 최저임금 미만을 분석」】
- 韓国労働研究院 (2018) 「2018年上半期の労働市場評価と下半期の雇用展望」2018年8月1日【한국노동연구원 (2018) 「2018년상반기 노동시장평가와 하반기 고용전망」2018년8월1일】
- 雇用労働部 (2024) 「2023年6月基準雇用形態別勤労実態調査結果発表」2024. 4. 30【고용노동부 (2024) 「2023년 6월기준 고용형태별 근로실태조사 결과 발표」2024. 4. 30】
- 国会予算決算特別委員会 (2019) 「急激な最低賃金引き上げが雇用と分配に及ぼす影響」【국회 예산결산특별위원회 (2019) 「급격한 최저임금 인상이 일자리 및 분배에 미치는 영향」】
- ジャン・サラン (2023) 「最近の賃金格差の特徴と原因」『雇用動向ブリーフ』Vol. 7, 2023. 11, pp. 1-18. 【장사랑 (2023) 「최근 임금 격차 특징과 원인」『고용동향브리프』Vol. 7, 2023. 11 pp. 1-18. 】
- 全国民主労働組合総連盟 (2024) 「[声明]高物価時代、低賃金労働者はもう1年耐えなければならない」2024-07-12【전국민주노동조합총연맹 (2024) 「[성명] 고물가시대 저임금노동자는 1년을 더 견뎌야 한다」2024-07-12】
- チェ・ギョンス (2018) 「最低賃金の引き上げが雇用に与える影響」韓国開発研究院 KDI Focus 2018年6月4日9日【최경수 (2018) 「최저임금 인상이 고용에 미치는 영향」한국경제연구원 KERI Insight 15-09】
- チョン・ビョンユ (2013) 「最低賃金の遵守と相対的水準」『韓国の社会動向2013』【전병유 (2013) 「최저임금의 준수와 상대적 수준」『한국의 사회동향 2013』】
- naeil新聞 (2024) 民主労総 ナ・ギョンウォン「外国人労働者の最低賃金を差別的に適用すべき」2024-07-12【내일신문 (2024) 「나경원 의원 “외국인 근로자 최저임금 차등 적용해야”」2024-07-12】
- 聯合ニュース (2024) 「韓国労働組合、最低賃金残念な決定」2024-07-12【연합뉴스 (2024) 「한국노총, 최저임금 아쉬운 결정」2024-07-12】
- ホン・ミンギ (2018) 「2018年最低賃金引き上げの雇用効果」『月間労働レビュー』2018年5月号【홍민기 (2018) 「2018년 최저임금 인상의 고용 효과」『월간노동리뷰』2018년 5월호】
- Business Post (2024) 「経営界、最低賃金1万30ウォンに不満、「凍結して段階的適用を議論すべきだった」」2024-07-12【Business Post (2024) 경영계 최저임금 1만30원에 아쉬움 나타내, “동결하고 차등적용 논의됐어야” 2024-07-12】

英語

- ILO, Minimum Wage Policy Guide, Geneva, ILO. 2016.
- OECD, Minimum relative to average wages of full-time workers